

1、目的

監査は、本学の業務について適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

2、対象

監査は、本学の業務及び会計の執行状況について行う。

3、監査事項

- (1) 業務方法書、規程等の整備状況及び実施状況に関する事項
- (2) 中期計画、年度計画、予算、収支計画及び資金計画の実施状況に関する事項
- (3) 組織運営及び人事管理の適法性及び妥当性に関する事項
- (4) 決算報告書及び財務諸表の真実性及び妥当性に関する事項
- (5) 資産の取得、管理及び処分等の適法性及び妥当性に関する事項
- (6) 債権の管理の適法性及び妥当性に関する事項
- (7) 役員及び職員の給与、諸手当の適法性、妥当性に関する事項
- (8) 経営執行の効率化及び業務能率化の状況に関する事項
- (9) その他本学の業務及び会計の執行状況の監査に関し必要な事項

4、監査の基本的考え方

- (1) 過去4年間の監事監査の成果を継承し、更なる充実を図っていく。
- (2) 定期監査
これまでの監事監査を継承する。
- (3) 臨時監査
 - ①大学の価値向上の視点より監査し、監査意見を述べる。
 - ②大学の社会的責任の視点より監査し、監査意見を述べる。

5、監査体制

- (1) 監査室の充実を図り、監事監査に関する支援を強化する。
- (2) 監事監査スタッフチームを設け、監事への支援を強化する。
- (3) 会計監査法人、監査室との連携強化を図っていく。

以上

平成20年度監事監査計画

監事 平井 紀夫、佐々木 茂夫

1. 監査の基本方針

国立大学法人京都大学監事監査規程（平成16年5月25日制定）に基づいて、本学が掲げる理念・目標を達成する観点から本学業務について適正かつ効率的な運営に資するために監査室と連携して監事監査を実施する。

2. 監査事項及び重点項目

監事監査規程第5条に定める事項について監査を実施する

2. 1 業務の監査

(1) 大学の運営状況

- ①中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況
- ②管理運営の効率化の推進状況

(2) 人事管理の適法性及び妥当性に関する事項

- ①人事制度、人事政策の実施状況
- ②労務管理（採用計画・評価・賃金・処遇・異動）の実施状況
- ③研修制度（FD、学内研修、学外研修）の実施状況

(3) 財政

- ①教育研究経費の執行状況
- ②予算編成上の重点項目の達成状況
- ③経費削減への具体的な努力状況

(4) 施設・資産管理

- ①施設、資産の有効活用の状況

(5) 学生支援

- ①学生支援の実施状況

2. 2 会計の監査

(1) 決算（年次および月次）の状況

- (2) 資金運用の状況
- (3) 資産の管理・活用状況
- (4) 人件費・旅費の支給状況
- (5) 債権の管理の実施状況

2. 3 重点項目（臨時監査）

2. 1の監査項目及びその関連業務のうち下記の項目について臨時監査（重点項目）として別表に示す計画で実施する。

(1) 臨時監査の主テーマ

「大学の価値向上と社会的責任の推進」

(2) 監査の視点

- ① 体系的組織的取り組み
- ② P・D・C・A（マネジメントサイクル）への取り組み
- ③ 効率性・柔軟性

(3) 監査対象業務

- ① 教育研究連携業務における取り組み
 - ・進路等に関する目標を達成するための措置
 - ・教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
- ② 業務運営における取り組み
 - ・事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
- ③ 社会的責任における取り組み
 - ・国際交流に関する目標を達成するための措置
 - ・コンプライアンスに関する取り組み

3. 監査の対象部局

監事監査規程第5条に定める監査事項について関連する教育研究推進本部、経営企画本部および全部局等の業務について定期監査を実施し、臨時監査は重点事項を所管する関係部局等について行う。

4. 監査の方法

定期監査は、役員会、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な会議へオブザーバーとして出席すると共に、書面および担当責任者へのヒアリングによって実施する。臨時監査は、書面、担当責任者へのヒアリングおよび実地監査によって実施する。事前に被監査対象部局等と日程等について調整する。両監査共に監査室と連携して実施する。

5. 監査の実施期間

(1) 業務監査

定期監査	7月－6月	適宜実施
臨時監査	7月－12月	原則として重点監査項目ごとに実施する

(2) 会計監査

決算終了後の平成21年6月初旬に実施

6. 監査報告書の作成

監査報告書 平成21年6月

監査事項	平成20年度監査対象業務	監査項目	実施時期	対象部局等
教育研究連携分野	・進路等に関する目標を達成するための措置	学部卒業生、大学院(修士、博士)、専門 大学院修了者への進路指導等に関する 目標の設定や取り組み状況	7月	・学生部 ・キャリアサポートセンター ・教育推進部 ・部局(総合人間学部、理学部)
	・教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための 具体的方策	教育研究の目的・目標の設定や取り組み 状況の公表、教育成果への取り組み	9月	・高等教育研究開発推進機構 ・教育推進部 ・部局(医学部、法学部)
業務運営分野	・事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	事務効率化・合理化の取り組み状況、本 部と部局の関係(部局への権限委譲)	10月	・総務部 ・企画部 ・財務部 ・研究推進部 ・部局(文学研究科、工学研究科、宇治地区事務部)
社会的責任分野	・国際交流に関する目標を達成するための措置	全学的な取り組み、研究者交流の支援、 留学生(受入、派遣)への取り組み状況	11月	・国際交流推進機構 ・国際部 ・国際交流サービスオフィス ・国際交流センター ・部局(工学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科)
	・コンプライアンスに関する取り組み	コンプライアンス徹底への取り組み状況	12月	・総務部 ・財務部 ・研究推進部 ・環境安全衛生部 ・部局(医学部附属病院)

(注) 対象部局については、必要に応じて他の部局等についても実施する場合がある。